市町村コード
4 0 1 0 0 5
福　岡　県
北 九 州 市 区

申告
事業所税
領 収 証 書

口　座　番　号	加　入　者

住所(所在地)、氏名(名称)

様

様分

業務	区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正
30			0					0

月別、事業年度、算定期間又は保有年度									申告区分
令和	年	月	日	～	年	月	日		

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税　額											
延　滞　金											
合　計　額											

納期限
令和　年　月　日

領収日付印

上記のとおり領収しました。
(納税者保管)

○ この領収証書は大切に保管してください。

↑外枠のみ切り取ってご提出ください。

キリトリセン

市町村コード
4 0 1 0 0 5
福　岡　県
北 九 州 市 区

申告
事業所税
納付(納入)書(原符)

口　座　番　号	加　入　者

住所(所在地)、氏名(名称)

様

様分

業務	区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正
30			0					0

月別、事業年度、算定期間又は保有年度									申告区分
令和	年	月	日	～	年	月	日		

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税　額											
延　滞　金											
合　計　額											

納期限
令和　年　月　日

日　計	口
	円

領収日付印

上記のとおり納付(納入)します。　(金融機関等保管)

キリトリセン

市町村コード
4 0 1 0 0 5
福　岡　県
北 九 州 市 区

申告
事業所税
領収済通知書

口　座　番　号	加　入　者

住所(所在地)、氏名(名称)

様

様分

業務	区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正
1 30	18	19	23 0	26	28	30	40	51 0

月別、事業年度、算定期間又は保有年度									申告区分
令和	52 年	54 月	56 日	～	58 年	60 月	62 日		

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税　額 64											
延　滞　金 76											
88											
合　計　額 100											

納期限
令和　年　月　日

取りまとめ金融機関	みずほ銀行北九州支店 福岡銀行北九州営業部 西日本シティ銀行北九州営業部 北九州銀行本店営業部

領収日付印

上記のとおり通知します。

(北九州市保管)(受付局 ⋯▶取りまとめ店 ⋯▶北九州市)

【注意】ゆうちょ銀行及び郵便局では納めることができません。
ゆうちょ銀行以外の金融機関で使用される際は、斜線を引いている「口座番号」「加入者」の記載は不要です。
印刷はA4サイズの普通紙(両面白紙のもの)をご利用ください。

〇記入事項
申告書の提出と同時に申告した税額を納めるときは、次の事項を記入して納めてください。
1. 住所（所在地）、氏名（名称）
2. 枠内の年月日、申告区分など。

税　　目	年 月 日 等	申 告 区 分
事 業 所 税	算 定 期 間	定期、修正

3. 税額、延滞金額、合計額

コード一覧

〇区
・門司　～1
・小倉北　～2
・小倉南　～3
・若松　～4
・八幡東　～5
・八幡西　～6
・戸畑　～7

〇申告区分
・定期　～ 27
・修正　～ 28

〇修正回数
・なし　～ 00
・1回目　～ 01
・2回目　～ 02

〇納付場所
1. 下記金融機関

区　分	店　　舗
銀　行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・福岡・西日本シティ・北九州・筑邦・福岡中央・佐賀・十八親和・肥後・大分・豊和・南日本・広島・もみじ・伊予
信用金庫	福岡ひびき・遠賀
そ の 他	九州労働金庫・横浜幸銀信用組合・北九州農業協同組合・朝銀西信用組合　※朝銀西信用組合は北九州市内店舗に限ります。

2. 市・区役所内の銀行派出所及び区役所の出張所（閉庁日は利用できません。）
3. 西京銀行の山口県内に所在する店舗
4. ゆうちょ銀行及び郵便局では納めることができません。

〇延滞金について
納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されることになります。
（計算方法は次のとおりです。）
1　令和2年12月31日以前の期間
（1）　納期限の翌日から1月を経過する日までの期間・・・北九州市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年北九州市条例第30号）第1条の規定による改正前の北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年7.3パーセント）
（2）　その後の期間・・・改正前の特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年14.6パーセント）
2　令和3年1月1日以後の期間
（1）　納期限の翌日から1月を経過する日までの期間・・・北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年7.3パーセント）
（2）　その後の期間・・・延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年14.6パーセント）
なお、この計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合と、計算された延滞金額が1,000円未満の場合は、その全額を切り捨てます。
（上記以外で計算の基礎となる税額の1,000円未満と計算された延滞金額の100円未満は切り捨てます。）